

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月8日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス＝フランス通り50番地
(50 avenue Pierre Mendès-France 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立
同 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 永井 亮
同 山田 智己
同 石川 皓一
同 中川 祥汰

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の
種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月20日
効力発生日	平成29年11月28日
有効期限	平成31年11月27日
発行登録番号	29 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	7,934億3,652万5,000円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成31年1月8日（提出日）である。

【提出理由】

平成29年11月20日付発行登録書について、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、本文を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第二部【参照情報】

<訂正前>

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

平成29年5月30日関東財務局長に提出

事業年度（2017年度）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年7月2日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2018年度）（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2017年度中）（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年9月28日関東財務局長に提出

事業年度（2018年度中）（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

平成30年10月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2019年度中）（自 平成31年1月1日 至 平成31年6月30日）

平成31年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を平成30年1月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

変更すべき事項は、以下の通りである。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書の「(1) 発行会社に関するリスク」および半期報告書の「4.1.3 リスク要因」の記載事項を下記の記載に差し替える。

グループBPCEが事業を営む銀行業および金融業にかかる環境は、多数のリスクにさらされており、これらのリスクを管理するため、グループBPCEはより要求の高い、厳格な方針を実施することを余儀なくされている。

グループBPCEがさらされているリスクの一部は以下のとおりである。但し、これは、グループBPCEが事業を行う際または事業を行う環境を検討する際に負うすべてのリスクの包括的な一覧ではない。以下に記載されているリスク、および現在判明していないまたはグループBPCEが重大と判断していないその他のリスクは、その事業、財政状態および/または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの2018年から2020年の戦略プランに関連するリスク

グループBPCEは、2018年から2020年の期間における戦略プラン（以下「2018年から2020年の戦略プラン」という。）を実施する。この戦略プランは、(i)現行の技術革新により創出された機会を捉えるためのデジタルトランスフォーメーション、(ii)顧客、従業員および協同組合株主に対するコミットメント、ならびに(iii)拡大当行グループの中核事業すべてにおける成長という、3つの組み合わせを重視している。本書には、将来予測に関する記述が含まれており、それらは必然的に不確実性を伴う。特に、2018年から2020年の戦略プランに関連して、グループBPCEは、一定の財務目標（ナティクシスト、ポピュレール銀行ネットワークおよびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）ネットワークとの間における収益の相乗効果ならびに経費削減の目標を含む。）を発表した。さらに、グループBPCEはまた、自己資本比率およびTLAC比率、戦略的イニシアチブおよび優先事項、ならびに残高に関するリスクコストの管理に関する目標も公表した。財務目標は、主にプランニングおよび資源の分配を目的として設定されているが、多数の仮定に基づくものであり、予想される業績についての予測または見通しを構成するものではない。本書に記載する単独または複数のリスク・ファクターが実際に生じた場合を含めた多数の理由により、グループBPCEの実際の業績は、当該目標とは異なる（大幅に異なる場合もある。）可能性が高い。グループBPCEが目標を実現しなかった場合、その財政状態および金融商品の価格は悪影響を受ける可能性がある。

さらに、グループBPCEが一部の事業の処分を決定した場合、売却価格は見積額を下回る結果となる可能性があり、またグループBPCEは、関係購入者に付与する可能性のある負債、保証または補償の結果として、当該事業による重大なリスクを負い続ける可能性がある。グループBPCEが、2018年から2020年の戦略プランにおいて予定されている

予想相乗効果を実現する能力については、多数の要因によって左右され、その多くはグループBPCEの制御の範囲外にある。いくつかの理由により、グループBPCEが予想される相乗効果を獲得できない可能性はある。かかる理由には、グループBPCEの構造によって引き起こされる混乱またはその通常の銀行業務に内在するリスクの実現が含まれる。特にこれらの要因のいずれによっても、事業の発展および/または費用の相乗効果の実際の水準が予想よりも劣るものとなる場合がある。

グループBPCEの業務および銀行セクターに関連するリスク

グループBPCEは、銀行業務に関連する様々なリスクにさらされている。

グループBPCEの業務に内在する主要なリスク・カテゴリーは、以下のとおりである。

- ・ 信用リスク
- ・ 市場リスク
- ・ 金利リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ オペレーショナル・リスク（非コンプライアンス・リスクを含む。）
- ・ 保険リスク

過去10年にわたり、欧州の経済金融情勢がグループBPCEとその活動市場に影響を及ぼしてきており、また将来的にもそのような影響が継続するおそれがある。

欧州市場は過去10年の間、とりわけ2008年の金融危機において、経済成長に影響するような大規模な混乱を経験した。一部のユーロ圏国家の債務借換え能力に対する懸念に端を発し、この混乱は、EUに属する国々の短期的な経済見通しやEUにおけるソブリン債発行体の債券の質をさらに不確実なものとする結果となった。また、欧州をはじめとする世界各地の金融市場に対する間接的な影響も生じた。

グループBPCE内のソブリン債を保有する企業への影響は、限定的なものにとどまっているものの、グループBPCEは、拡大当行グループの従来からの国内市場であるフランスを含む、ユーロ圏内のほとんどの国に広まっている危機の結果による影響を間接的に受けた。近年、一部の信用格付機関によってフランスのソブリン債の格付が格下げされた結果、同格付機関によるグループBPCE企業を含むフランスの商業銀行が発行した優先債および劣後債の格付けもまた必然的に格下げされることとなった。こうした危機を受け、反緊縮的風潮が多くの欧州の企業において政治不安をもたらすなか、金融および銀行市場は、欧州中央銀行(以下「ECB」という。)が世界のその他の中央銀行と同様に策定した多くの斬新な経済刺激策を含むその他の要因による影響を受けた。金融市場はまた、様々な事象(原油価格およびコモディティ価格の低下、新興国経済の低迷および株式市場の混乱が含まれるがこれらに限定されない。)の発生に伴う大幅なボラティリティの影響を受けた。

フランスまたは欧州のその他の国の経済情勢や市況がさらに悪化すれば、グループBPCEの参入市場はさらに激しく混乱する可能性もあり、その事業、業績および財政状態に悪影響が及ぶことになりかねない。

欧州連合からの離脱を決定づけた英国の国民投票は、グループBPCEの一部の子会社に再編費用を課す等、グループBPCEとその活動市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

2016年6月23日、英国は、国民投票を実施し、その結果、投票者の過半数が欧州連合離脱(以下「ブレキジット」という。)を選択した。国民投票は、欧州連合を離脱するための義務ではないが、英国は、ブレキジットの実施に向け適切な措置を講じる可能性が極めて高い。2017年3月29日、英国政府は、離脱に関連してEU条約第50条を発動した。交渉は、特に商業上、金融上および法的な合意の観点から、英国と欧州連合との将来の関係を決定するため開始された。潜在的なブレキジットの性質、予定および経済的、政治的影響は、依然として極めて不透明であり、英国と欧州連合との間の交渉結果に依存している。ブレキジットは、グループBPCEの格付け、事業活動、業績およ

び財政状態を潜在的に損なう可能性をはりみながら、欧州市場ひいては全世界の経済および金融市場の不透明性、ボラティリティおよび大規模な混乱に拍車をかけ、また将来的にもそのような状態を継続するだろう。

世界的な金融危機に対する立法および規制措置は、グループBPCEとその活動の場である金融環境および経済環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。

近年、世界的な金融環境に多くの変化（永続的な変化を含む。）をもたらすための法律や規制が施行または提案されてきた。これらの新たな方策は世界的な金融危機の再発を回避することを目的としているが、かかる新しい方策の影響は、グループBPCEをはじめとする金融機関が営業を行う環境を大幅に変化させるおそれがあり、また今後もこうした変化が継続する可能性がある。

過去に採用されたかまたは今後採用される可能性のある方策としては、グループBPCEをはじめ国際的な金融機関またはグループに対するより厳しい自己資本要件や流動性要件、金融取引に対する課税、特定の水準を超える従業員変動報酬に対する制限または課税、商業銀行が引受けることのできる業務の種類（特に自己勘定取引ならびにプライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジ・ファンドに対する投資およびその所有）に対する制限、一部の業務に関する新たな制限要件、スワップ取引を行うことのできる企業の種類に対する制限、デリバティブのような一定の金融活動または商品に対する制限、一定の負債性金融商品の強制的評価減または資本持分への転換等、破綻処理および再生メカニズムの強化、新たなリスク加重手法（特に保険事業）、定期的なストレス・テストならびに新たな規制機関の設立または既存の規制機関が使用する資源の補強（ECBに対する一定の監督機能の移譲を含む。）等が挙げられる。これらの新しい方策の中には、特に各国の規制当局が各国の枠組みに適用させることができるよう現在まだ審議が続けられており今後も改訂および解釈の対象となる提案もある。これらの方策の結果としてグループBPCEは、新たな要件に準拠するため一部の業務の規模を縮小し、また今後もさらに縮小する可能性がある。また、これらの方策は、規制対応コストを増加させる傾向があり、それによって、該当の事業ラインにおける収益および連結利益の減少、一部の事業および資産ポートフォリオにおける売上の減少ならびに資産の減損費用につながる可能性もある。

これらの方策の中には、グループBPCEの資金調達コストを増加させる可能性があるものもある。例えば、2015年11月9日、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は、システム上重要な銀行に対して、法律、契約または構造によって、巨額の貸付金が特定の担保付営業負債（保証または付保された預金等）に劣後するように維持することを求める国際基準を確定した。TLAC比率に関連したかかる要件の目的は、株主または債権者（担保付営業負債に関する債権者を除く。）により損失が吸収されることで、公的資金に依拠しないようにさせるためである。

2017年11月21日、FSBは、パーゼル銀行監督委員会および各国当局と協議のうえ、グローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）の2017年のリストを公表した。グループBPCEは、当該リストから除外され、その結果、FSBによる査定の枠組みにおいてG-SIBとして分類されないこととなった。グループBPCEはまた、グローバルなシステム上重要な保険会社（以下「G-SIIs」という。）のリストにも含まれており、当該リストからの除外は、2019年1月1日から有効となる。しかしながら、グループBPCEは、資本およびバイルインのバッファの要件を管理する方法を変更する意向はない。

2016年11月23日、欧州委員会は、いくつかの主要なEU銀行指令・規則の修正を提案する複数の立法案を発表した。これらの指令・規則には、CRD IV指令、CRD IV規則、BRRDおよび2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)806/2014号（単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関および一定の投資会社に係る破綻処理に関する統一規則および統一手続を定めるとともに規則(EU)1093/2010号を改正するものである。）が含まれる。これらの立法案が採択された場合、特にFSB TLACタームシートが有効となり、「自己資本および適格債務の最低基準」（MREL）に適用される要件が変更されることになる。現行の法文および新たな提案の実行ならびにこれらのグループBPCEへの適用またはこれらに基づく措置の実施については、現在不透明である。

2016年12月9日付フランス法第2016-1691号が2016年12月11日に発効し、金融機関により発行され普通劣後証券より上位に位置する上位優先有価証券および非上位優先有価証券（例えば、上位優先社債および非上位優先社債）の間に優先順位が設定された。

またさらに、一般的な政治環境が銀行や金融業界にとって好ましくない方向に展開し、その結果、これらの方策が貸付業務、その他の金融活動および経済全般に有害な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、より厳しい規制措置を講じるよう立法機関や規制機関にさらに圧力が加えられた。新たな立法措置および規制措置は常に不透明感を伴うため、グループBPCEにどのような影響が及ぶかを予測することは不可能である。

グループBPCEに能力のある従業員を引きつけ維持する能力は、グループBPCEの事業の成功にとって重要であり、その失敗は業績に影響をきたす可能性がある。

グループBPCEの事業体の従業員は、グループBPCEの最も重要な資産である。金融サービス産業の多くの分野において、適格な従業員を引きつける競争は激しい。グループBPCEの業績は、グループBPCEが新たな従業員を引きつけ、既存の従業員を維持し動機付ける能力にかかっている。経済環境の変化（特に、銀行セクターの従業員の賃金を制限することを目的とした課税およびその他の措置。）は、グループBPCEがその従業員をユニット間で異動すること、または特定の事業分野の従業員数を低減することを余儀なくさせる。これらの異動は、従業員が新たな職務に適応するために必要な時間による一時的な混乱を引き起こし、経済環境の改善からの恩恵を受けるグループBPCEの能力を制限する可能性がある。これは、グループBPCEが販売または効率に関する潜在的な機会を利用することを妨げる可能性がある。

BPCEは、収益性および業務への影響を避けるため高い信用格付を維持しなければならない。

信用格付は、BPCEおよび金融市場で活動するその関連企業（ナティクシスを含む。）の流動性に重大な影響を与える。格付が引き下げられた場合、BPCEまたはナティクシスの流動性および競争ポジションに影響が生じ、借入コストが増大し、金融市場への参入が制限され、または一部の売買、デリバティブおよび担保付資金調達取引に適用される特定の二者間契約に基づく義務の履行を発生させるおそれがある。BPCEおよびナティクシスの長期無担保の資金調達コストは、それぞれの信用スプレッド（債券投資家に支払われる満期日が同じ政府発行債の利回りを上回る利回りのスプレッド）に直接関係している一方で、その大部分が、その信用格付に依拠している。信用スプレッドの増加により、BPCEまたはナティクシスの資金調達コストが大幅に増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は市場と相関があり、ときに予測不可能かつ非常に不安定な変動の影響を受けることがある。信用スプレッドは、発行体の支払能力の市場認識にも左右される。さらに、信用スプレッドは、BPCEまたはナティクシスの一定の債券により担保されたクレジット・デフォルト・スワップの価格の変動によって引き起こされる可能性もある。この価格は、当該債券の信用の質と、BPCEおよびナティクシスの支配が及ばない多数のその他の市場要因との双方の影響を受ける。

グループBPCEの貸付残高および債権に関して計上された資産の減損費用の大幅な増加は、グループBPCEの業績および財政状態を強く圧迫する可能性がある。

貸付事業において、グループBPCEは、貸付金および債権のポートフォリオにおける実際のまたは潜在的な損失を（必要に応じて）反映するために、定期的に資産の減損に関する費用を認識する。かかる減損は、損益計算書に「リスクコスト」として計上される。グループBPCEの資産減損に関する費用合計額は、過去のローンに関する損失、実施されたローンの金額および種類、業界の基準、後払いのローン、市況および様々な種類のローンの回収可能性に係るその他の要因についての拡大当行グループの測定に基づいている。グループBPCEは、十分な水準の資産減損に関する費用の引当金を確保するべくあらゆる努力を尽くしているものの、延滞貸付金または市況の悪化もしくは特定の国々に影響する要因といったその他の理由により、グループBPCEの貸付事業は、将来において貸付損失の費用の増加を余儀なくされる可能性がある。貸付損失の費用の大幅な増加または延滞貸付金ではないローンのポートフォリオに関するグループBPCEによる損失リスクの見積の重大な変化、またはこの点において過去の費用を上回る貸付損失は、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEのデリバティブ証券および商品のポートフォリオならびに負債に係る公正価値の変化は、かかる資産および負債の簿価、ひいてはグループBPCEの純利益および株主資本に影響を与える傾向がある。

グループBPCEのデリバティブ証券・商品およびその他の種類の資産ならびに負債の簿価は、新たな財務書類の各日付において（バランスシートレベルで）調整される。かかる調整は主に、会計期間における資産および負債の公正

価値における変化（すなわち、損益計算書において認識されるかまたは株主資本に直接記録される変化）に基づいている。損益計算書において計上され、その他の資産の公正価値に対応する変化によって相殺されなかった変化は、銀行業務純収益、さらには純利益にも影響を及ぼす。全ての公正価値の調整は、株主資本に影響を与え、ひいてはグループBPCEの自己資本比率に影響を与える。ある会計期間にわたり公正価値による調整が計上されたからといって、後続の期間における追加的調整が不要であるとは限らない。

長期化する低金利の環境は、グループBPCEの収益性および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

世界の市場は近年、低金利の影響を受けており、近い将来においてこの状況は変化しない模様である。低金利の状況下では、信用スプレッドは縮小する傾向があるため、グループBPCEは、市場金利が低下する状況下でのローンの発行に伴う収益の減少を相殺するために、預金に支払う金利を十分に引き下げることができない可能性がある。預金コストを削減するためのグループBPCEの努力は、とりわけフランス市場（特に現在の市場金利を上回る利息を稼得しているLivret A 通帳普通預金口座およびPEL住宅貯蓄制度を含む。）においては、多額の規制商品によって制限される可能性がある。また、顧客は借入れコスト低下の機会を利用しようとするため、グループBPCEは、個人向けおよび法人向けの住宅ローンおよびその他の固定金利ローンに係る繰上返済および再交渉の増加を余儀なくされる可能性がある。市場に低金利が蔓延する中での新規ローンの発行と相まって、グループBPCEは、融資帳簿の平均金利において全体的な低下を目のあたりにする可能性がある。かかる低下に起因する信用スプレッドの縮小およびリテール・バンキング収益の低下は、リテール・バンキングの事業活動の収益性およびグループBPCEの全体的な財政状態を損なう可能性がある。さらに、市場相場が再び上昇し、グループBPCEのヘッジ戦略が効果のないものであるまたは単に価格変動を部分的に相殺するだけのものである旨判明した場合、収益性は影響を受ける可能性がある。長期化する低金利の環境はまた、市場利回りの曲線を、より全体的に平坦化する可能性がある。これにより、グループBPCEの金融活動が創出したプレミアムは減少し、同グループの収益性および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。市場利回り曲線の平坦化は、金融機関に対して、目標水準のリターンを獲得しようとしてリスクのより高い事業活動の実施を促す可能性もあり、その結果、市場のリスクおよびボラティリティは上昇する可能性がある。米国と欧州の経済サイクルの違いを考慮すると、金利の上昇は、ユーロに先駆けて米ドルに影響するものと見込まれ、グループBPCEは、米ドルと比較してユーロの金利上昇により一層大きな影響を受ける可能性がある。

将来の事象は、グループBPCEの財務書類の作成にあたり経営陣に使用される仮定とは異なる可能性があり、そのためグループBPCEが想定外の損失を被るおそれがある。

現行のIFRS基準およびその解釈に従い、グループBPCEは、財務書類を、特に延滞貸付金および債権に対する貸倒引当金、将来の支払保険金および訴訟に対する引当金、特定の資産および負債の公正価値など、特定の見積に依拠させなければならない。グループBPCEの見積にあたり使用された価格が、特に重大なおよび/または想定外の市場動向が原因で大幅に誤っていると判明した場合、またはかかる価値を決定した方法が将来のIFRS基準およびその解釈において変更される場合、グループBPCEは想定外の損失を計上するおそれがある。

市場の変動およびボラティリティは、グループBPCE、特にナティクシスを、売買活動および投資活動における損失にさらす可能性がある。

ナティクシスは、売買活動および投資活動に関し、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場、ならびに非上場証券、不動産およびその他の資産クラスにおいてポジションを保有している（程度は少ないものの、他のグループBPCE企業についても同様である。）。これらのポジションは、市場（特に金融市場）のボラティリティ（対象とする市場の水準に関わらず、任意の市場における任意の期間中の価格変動の程度）によって影響を受ける可能性がある。ボラティリティは、ナティクシスにより利用されている、スワップ、先物、オプションおよび仕組商品を含む、幅広いその他のトレーディングおよびヘッジ商品において、価格または価格の変動がナティクシスの予想よりも低いまたは高い場合には、損失を招く可能性もある。

ナティクシスは、これらの市場において資産を保有しているか、純ロングポジションを保有しているため、いかなる市場の調整も、これらの純ロングポジションの価値の低下による損失につながる可能性がある。反対に、ナティクシスは、これらの市場において保有していない資産、または純ショートポジションを保有していた資産を売却したため、かかる市場の反発は、高騰する市況において購入することによりこれらの純ショートポジションをヘッジ

する措置に起因する損失にさらす可能性がある。ナティクシスは、時折、双方の資産の相対的価値の変化において純利益を生むことを目的として、ある資産のロングポジションおよびもう一方の資産のショートポジションに関連する取引戦略を実施する。但し、双方の資産の相対的価値が同じ方向に変化する場合、またはナティクシスが予想しない範囲である場合、またはそれにヘッジ取引が設定されていない場合には、ナティクシスは、裁定取引ポジションにおいて損失を計上する可能性がある。これらの損失は、重大なものである場合には、ナティクシスの取引業績および財政状態、ひいてはグループBPCEの業績および財政状態を圧迫する可能性がある。

市場が低迷した場合、グループBPCEの仲介事業ならびに報酬および手数料収入に関連するその他の事業による収入は減少する可能性がある。

市場が低迷しているときは、グループBPCEの事業体が顧客のために行う取引の量は減少し、ゆえにマーケット・メーカーとしての、これらの活動による銀行業務純収益は減少する傾向がある。さらに、グループBPCEの事業体が顧客に請求する資産運用手数料は、一般的に、かかるポートフォリオの価値またはパフォーマンスに基づいているため、かかるポートフォリオの価値の低下または償還の増加を生み出す市場の低迷は、ミューチュアル・ファンドまたはその他の投資商品の販売（ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）およびピュレール銀行傘下銀行の場合）または資産運用業務（ナティクシスの場合）を通じて、かかる事業体が稼得する収入の減少をもたらすことになる場合がある。

市場の低迷が生じない場合でも、ミューチュアル・ファンドおよびその他のグループBPCE商品が市場平均を下回った場合、結果として、償還の増加および流入額の減少が発生する可能性があり、これに付随する潜在的影響が拡大当行グループの資産運用事業からの収益にもたらされる可能性がある。

長期に及ぶ市場の下落は市場の流動性を低下させ、特定の資産の売却を困難にし、重大な損失を引き起こすおそれがある。

グループBPCEの一部の事業においては、長期に及ぶ市場の傾向（特に資産価格の低迷）は、市場における事業または流動性の水準を低下させる可能性がある。こうした傾向は、グループBPCEが価値の低下しているポジションを必要に応じて解消できない場合、重大な損失につながる可能性がある。これは例えば、グループBPCEが市場で保有する本質的に非流動的な傾向がある資産に関して当てはまる。証券取引所またはその他の公開市場において取引されていない資産（銀行間のデリバティブ契約等）の評価は、公式の市場価格ではなくモデルを使用して決定される。かかる資産の価格の低下を監視するのは困難であり、ゆえにグループBPCEは予期せぬ損失を被るリスクを抱えている。

金利の大幅な変動は、グループBPCEの銀行業務純収益または収益性に悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEが任意の期間中に得る純受取利息は、かかる期間における銀行業務純収益および収益性に重大な影響を及ぼす。加えて、信用スプレッドの大幅な変動は、グループBPCEの利益に影響を及ぼす可能性がある。金利は、グループBPCEの支配の及ばない多数の要因に対して極めて敏感である。利付資産に適用される金利に対して市場金利の変動が及ぼす影響は、利付負債につき支払う金利に及ぼす影響と異なる場合がある。利回り曲線に不利な変動があった場合には、貸付業務による純受取利息が減少する可能性がある。さらに、短期資金調達を行う際に利用できる金利の上昇および満期のミスマッチは、グループBPCEの収益性に悪影響を及ぼすおそれがある。金利の上昇または高金利・低金利および/または信用スプレッドの拡大は、特にこうした変化が急速に起こった場合および/またはしばらく継続する場合には、一部の銀行業務について不利な環境をもたらす可能性がある。

為替レートの変動はグループBPCEの銀行業務純収益または純利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCE企業は、事業の相当部分をユーロ以外の通貨、中でもとりわけ米ドルにて行っており、為替レートの変動は、銀行業務純収益および業績に影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEがユーロ以外の通貨にて費用を計上するという事実は、為替レートの変動が銀行業務純収益に及ぼす影響の一部しか相殺しない。ナティクシスは、特にユーロと米ドルの変動による影響を受けやすく、これは、ナティクシスの銀行業務純収益および営業収益の大部分が米国にて生じているためである。リスク管理方針の一環として、グループBPCEおよびその子会社は、為替レートリスクに対するエクスポージャーをヘッジするために取引を締結する。しかしながら、これらの取引は不利

な為替レートが営業収益に及ぼす悪影響を完全に相殺する効果がない可能性がある。場合によっては、その影響を増幅する可能性さえある。

フランス（グループBPCEの主要な市場）または海外における激しい競争は、純利益および収益性を減少させるおそれがある。

グループBPCEの主要な事業分野は、フランスおよび主な事業を行うその他の国々において非常に競争の激しい環境の下で事業活動を行っている。この競争は、合併および買収または提携および協定のいずれかによる統合により激化している。統合は、グループBPCEのように、保険、貸付および預金から仲介、投資銀行業務および資産運用にわたる、幅広い商品およびサービスを提供する能力がある多くの企業を創り出した。グループBPCEは、取引の執行、提供する商品およびサービス、革新性、評判ならびに価格を含む様々な要因において、その他の企業と競合している。グループBPCEが、魅力的かつ収益性のある商品およびサービスの提供によってフランスおよびその他の主要市場において競争力を維持することができない場合、特定の事業の主要分野のマーケットシェアを失う、または一部もしくは全ての業務において損失を被るおそれがある。その上、世界経済またはグループBPCEの主要市場の経済状況の減速は、競争圧力を増加するおそれがあり、とりわけ、グループBPCEおよびライバル企業への価格圧力の増加および取引量の減少といったことが挙げられる。自己資本比率に関する別途のもしくはより柔軟な規制またはその他の要件の対象である、より競争力のある新たなライバル企業が市場に参入する可能性もある。かかる新規市場参入者はより競争力のある商品およびサービスを提供できる可能性がある。技術的進歩およびeコマースの拡大により、非証券保管機関が従来は銀行商品であった商品およびサービスを提供できるようになり、金融機関およびその他の会社は電子的かつインターネットをベースとした金融ソリューション（電子証券取引を含む。）を提供できるようになった。このような新規市場参加者がグループBPCEの商品およびサービスに価格引き下げの圧力をかけ、あるいはグループBPCEのマーケットシェアに影響を及ぼすおそれがある。技術の進歩は、グループBPCEの活動市場における急速かつ予期せぬ変化に繋がる可能性がある。グループBPCEの優位な地位および業績は、万が一、かかる変化に業務または戦略を十分に適応させることができないと判明した場合には、悪影響を受ける可能性がある。

グループBPCEまたは第三者の情報システムの障害または故障は、売上の喪失を含む損失につながる可能性がある。

グループBPCEは、業務を行うにあたり、複雑性を増す取引を多数処理しなければならないため、他の多くの競合他社と同様に、通信および情報システムに大きく依存している。かかるシステムの障害または故障は、顧客口座、総勘定元帳、預金、取引および/または貸付手続の管理を行うために利用されるシステムのエラーまたは障害を引き起こすおそれがある。例えば、グループBPCEの情報システムが短時間であっても故障した場合、影響を受けた事業体は顧客のニーズに適時に応えることができず、取引機会を失うこととなるおそれがある。同様に、バックアップ・システムおよび非常事態計画にもかかわらず、グループBPCEの情報システムの一時的な故障が発生した場合には、多額の情報復旧および検証の費用を発生させる可能性があり、例えばかかる故障がヘッジ取引の実行中に起こった場合には、自己勘定事業の減少まで引き起こすおそれがある。グループBPCEのシステムが、増加する取引量に対応できない場合は、グループBPCEの事業拡大能力が制約される可能性がある。

また、グループBPCEは、証券取引の実行または促進のために利用する清算代理人、外国為替市場、清算機関、預託機関またはその他の金融仲介機関もしくは社外サービス業者の誤作動または運用上の支障に関するリスクに直面している。顧客とのインターコネクティビティが増すにつれ、グループBPCEは、顧客の情報システムの運用停止に関するリスクにもますます直面することとなる可能性がある。グループBPCEの通信および情報システム、ならびに顧客、サービスプロバイダーおよびカウンターパーティーの通信および情報システムもまた、サイバー犯罪またはサイバーテロの行為に起因する障害または中断の対象となる可能性がある。グループBPCEは、自社システムまたは第三者のシステムの誤作動や障害が発生しないと保証することはできず、また発生した場合、これが適切に解消されると保証することもできない。

予期せぬ出来事によりグループBPCEの事業が中断され、損失と追加費用を被る可能性がある。

深刻な自然災害、伝染病、攻撃その他の非常事態をはじめとする予期せぬ出来事が生じた場合には、グループBPCE企業の事業活動が突如中断されることがあり、全くまたは十分に保険でカバーされていない場合は、相当な損失が生じるおそれがある。かかる損失は、有形資産、金融資産、市場ポジション、または主要従業員に関連し得る。加

えて、かかる出来事はさらにグループBPCEまたはグループBPCEが業務提携する第三者のインフラに支障をきたす場合があり、また、追加費用（特に影響を受けた従業員の移転費用等）またはグループBPCEの費用（保険料等）の増加を引き起こす場合もある。かかる出来事により、一定のリスクに対する保険が無効となり、グループBPCE全体のリスクレベルの増加につながる可能性がある。

グループBPCEは、同グループが事業を行う国々に特有の政治的、マクロ経済的および金融環境または状況による影響を受けやすい場合がある。

グループBPCEの一部の企業は、カントリーリスク（外国における経済状況、財政状況、政治状況または社会的状況が、かかる企業の経済的利害に影響を及ぼすリスク）を負っている。ナティクスは、世界中（新興市場として一般に知られている世界中の発展途上地域を含む。）で事業を行っている。これまで、多くの新興国が、通貨の切り下げ、為替および資本規制、ならびに経済の低成長またはマイナス成長を含む深刻な経済および財政不安を経験してきている。グループBPCEの欧州連合および米国以外における事業、ならびに欧州連合および米国以外において行われる業務および取引より生じた収益は限られているものの、不利な政治的、経済的および法的な事態（特に為替変動、社会不安、政府政策または中央銀行の政策の変更、収用、国有化、資産の没収および財産権に関する法律の改正）による損失を被るリスクを負っている。

グループBPCEはフランスおよびその活動の場である世界中の幾つかの国々において重要な規則の適用を受けている。/規制措置およびその変更が、グループBPCEの事業や業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCE企業は、その営業活動を行う法域における監督・規制制度の適用を受けており、これらに従わない場合には、規制当局による相当の干渉、罰金、一般大衆からの非難、風評被害、休業などの対象となることがあるほか、極端な場合には、営業許可が取消される可能性もある。金融サービス業界が種々の規制機関から受ける厳しい審査は年々増え続けており、また規制当局によって罰金金が科されることも増えてきていることから、現在の金融環境における動向は今後上向きになる可能性もある。拡大当行グループの事業と業績は、フランス国内のあらゆる規制当局ならびにEUのその他の政府、米国、外国政府および国際機関の方針や措置により重大な影響を受ける可能性がある。またこの制約によりグループBPCEの企業が自らの事業を拡大する能力や一定の業務を遂行する能力が制限されることも考えられる。かかる方針や規制措置の将来における変更がどのような内容であり、またそれによってどのような影響が生じるかを予測することは不可能であり、グループBPCEの力の及ぶ範囲を超えている。かかる変更には以下のようなものがある（但し、これらに限定されない。）。

- ・ 金融や金利その他に関する中央銀行および規制当局の方針
- ・ 特にグループBPCEが事業活動を行う市場において投資家の決定に大きな影響を与え得る政府方針または規制方針の一般的变化
- ・ 特に、適正自己資本に関する健全性規則を含む規制上の要件ならびに再生および破綻処理メカニズムの一般的变化
- ・ 内部統制に係る規則および手続の変更
- ・ 競争環境および価格の変更
- ・ 財務報告ルールの変更
- ・ 収用、国有化、価格統制、外国為替管理、財産の没収、および外国所有権に関する法律の変更
- ・ グループBPCEが提供する商品およびサービスに対する需要に影響を与え得るような社会不安または法的状況をもたらす、政治環境、軍事環境または外交環境における不利な変更

フランスおよびグループBPCEが営業活動を行う国の税法およびその適用は、グループBPCEの利益に影響をもたらす可能性が高い。

大規模で複雑な国際取引を実行する多国籍銀行グループとして、グループBPCE（特にナティクス）は、世界の多くの国々で税制の影響を受け、その法人税実効税率を最適化するため、事業活動をグローバルに構築する。世界の国々の監督当局による税制の変更は、グループBPCEの利益に重大な影響を与える可能性がある。グループBPCEは、異なる構成企業の相乗効果および営業力から価値を創造するために業務を管理する。グループBPCEはまた、顧客に

販売される金融商品を顧客の税務上の便益を最大化することを目的として構築するよう努めている。グループBPCEのグループ内取引およびグループ企業によって販売される金融商品の構造は、適用される税法および規則のグループBPCEによる解釈に基づくが、これは一般的に独立した税務専門家の見解および必要な範囲での監督税務当局による判断または特定の解釈に左右される。税務当局が将来かかる解釈に異議を申し立てる可能性がある。その場合は、グループBPCEの企業は税額の更正の対象になる可能性がある。

グループBPCEのリスク管理方針、手続および戦略の不備または不全是、グループBPCEを未確認または不測のリスクにさらし、損失につながるおそれがある。

グループBPCEのリスク管理手法および戦略は、拡大当行グループが特定または予測できないリスクを含むすべての市場環境またはあらゆるリスクに対するエクスポージャーを効果的に制限できない可能性がある。また、グループBPCEが採用しているリスク管理手法および戦略は、リスクへのエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、全ての市場環境におけるリスクを実際に低減することを保証するものではない。これらの手法および戦略は、特定のリスク（特にグループBPCEが特定または予測していないリスク）に対して効果的でないことが判明する可能性がある。グループBPCEがリスク管理に使用する一部の指標および定性的な方法は、観測された過去の市場実績に基づいている。リスクへのエクスポージャーを測定するため、リスク管理部門の責任者は、これらの観測の統計的分析を行う。これらのツールまたは指標が、リスクに対する将来のエクスポージャーを予想できる保証はない。例えば、リスクに対する当該エクスポージャーは、グループBPCEが予測しなかった、もしくは統計モデルにおいて正確に評価できなかった要因、または突発的もしくは前例のない市場の動きといった要因による可能性がある。これらはグループBPCEのリスク管理能力を制限するおそれがある。そのため、グループBPCEに生じる損失は、歴史的な測定値に基づき予想されるものより大きくなる可能性がある。その上、グループBPCEの定量的モデルは全てのリスクを考慮に入れることはできない。リスクの一部は、不十分であると判明する可能性のある、より定性的な分析の対象とされ、グループBPCEを不測の重大な損失にさらす可能性がある。加えて、今日までに重要な問題は認識されていないものの、リスク管理制度は、不正を含む運用上の不具合によるリスクにさらされている。

グループBPCEが実施しているヘッジ戦略は損失リスクのすべてを排除するものではない。

様々なリスクへのエクスポージャーをヘッジするためにグループBPCEが使用している商品または戦略が効果を発揮しないことが判明した場合、グループBPCEは損失を被るおそれがある。戦略の多くは、過去の市場における傾向および相関関係に基づいている。例えば、グループBPCEが資産をロングポジションで保有していた場合、歴史的にロングポジションの価値の変動を相殺するような動きをする資産をショートポジションで保有することによりそのリスクをヘッジする可能性がある。しかしながら、グループBPCEは、部分的なヘッジしか有しない可能性があり、または、かかる戦略が、すべての市場構造における総リスク・エクスポージャーを効果的に軽減しないもしくは全種類の将来のリスクに対して有効でない可能性がある。また、予期せぬ市場の傾向はいずれも、グループBPCEのヘッジ戦略の有効性を低減させる可能性がある。その上、無効なヘッジのもたらした利得および損失の会計上の認識は、グループBPCEにより報告された業績のボラティリティの増加を招くおそれがある。

グループBPCEが買収またはジョイント・ベンチャーに係る政策に適応し、これを実行および統合することが困難であるおそれがある。

買収は、グループBPCEの現行の戦略の主軸ではないが、グループBPCEは、将来において買収またはパートナーシップの機会を考慮する可能性がある。グループBPCEは、潜在的な買収またはジョイント・ベンチャー案件を綿密に審査するものの、すべての面において包括的な審査を行うことは通常実現可能ではない。その結果、グループBPCEは、当初に予期しなかった債務を管理しなければならない可能性がある。同様に、買収先企業またはジョイント・ベンチャーが期待したほどの業績をあげない、予定されていたシナジーが全てもしくは一部が実現しない、または取引により費用が予想以上にかかるおそれがある。また、グループBPCEは、新企業との統合において困難に直面する可能性もある。発表された買収の失敗、もしくは新企業またはジョイント・ベンチャーの統合の失敗は、グループBPCEの収益性に重大な負担をかける可能性がある。かかる悪影響は、主力従業員の離脱につながる可能性がある。グループBPCEが主力従業員引止めのための奨励金を提供せざるを得なくなった場合には、費用増加および収益性の低下を引き起こすおそれがある。ジョイント・ベンチャーは、グループBPCEの支配下にないシステム、統制お

よび社員に依拠する可能性があり、この観点から、負債、損失またはレピュテーション被害を受ける可能性があり、グループBPCEに付加的风险や不確実性をもたらすおそれがある。加えて、グループBPCEとジョイント・ベンチャーのパートナーとの間における対立および不一致は、ジョイント・ベンチャーにより達成することを目的としている利益に悪影響を及ぼすおそれがある。

他の金融機関および市場参加者の財務の堅実性および業績により、グループBPCEに悪影響が生じるおそれがある。

グループBPCEが取引を行う能力は、他の金融機関および市場参加者の財務の堅実性の影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、決済、カウンターパーティーおよび融資業務によって相互に密接に関係している。セクター参加者による債務不履行、またはひとつもしくは複数の金融機関あるいは金融業界一般に関する単純な風評や懸念ですら、市場の流動性の一般的な縮小を招く可能性があり、のちに将来における損失またはさらなる債務不履行を招くおそれがある。グループBPCEは、多数の金融カウンターパーティー（投資サービスプロバイダー、商業銀行または投資銀行、清算機関およびCCP、ミューチュアル・ファンドならびにヘッジ・ファンドなど）や定期的取引を行うその他の機関投資家顧客と接している。したがってグループBPCEは、一もしくは複数のカウンターパーティーまたは顧客が義務を履行しない場合にリスクにさらされる可能性がある。このリスクは、グループBPCEが担保として保有する資産が売却できない場合またはその売却価格が不履行状態にある貸付もしくはデリバティブに関するグループBPCEのエクスポージャーすべてをカバーできない場合に悪化し得る。加えて、金融セクター参加者による不正行為または不正流用があった場合、金融市場で営業する企業の相互連携の性質が起因となり金融機関に極めて重大な悪影響が生じるおそれがある。

風評リスクおよび法律上のリスクは、グループBPCEの収益性および商業上の展望に不利な影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEの評判は、顧客を獲得し、かつ維持するという点で最も重要である。グループBPCEの評判は、拡大当行グループの商品およびサービスの不適切な促進・販売手段の利用、潜在的な利益相反の不十分な管理、法律および規制上の要件、倫理問題、マネーロンダリング関連法、経済制裁、情報セキュリティに関する方針ならびに販売・取引慣行によって悪影響を被るおそれがある。グループBPCEの評判はまた、従業員の不当な行為、グループBPCEがエクスポージャーを有する金融セクターの参加者が犯した詐欺、不当支出またはその他の違法行為、財務成績の悪化、再表示もしくは修正、または潜在的に不利な結果を招く法律・規制上の措置によっても損なわれる場合がある。グループBPCEの評判が損なわれた場合には事業が縮小し、業績や財政状態を圧迫するおそれがある。これらの問題の管理が不十分である場合にもグループBPCEの法律上のリスク、グループBPCEに対し提起される法的措置件数および請求される賠償額が増加するおそれがあり、または、グループBPCEが規制当局により課される制裁に晒されるおそれがある。

グループBPCEの構造に関連するリスク

BPCEは、財政連帯構造の一部である事業体（BPCEが経済的利益を有していない事業体を含む。）が財政難に直面した際には、これを援助しなければならない可能性がある。

グループBPCEの中央機関として、BPCEは、各地方銀行（ポピュラー銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行））と、フランスの規制対象の金融機関である関連グループに所属するその他のメンバーの流動性および支払能力を保証する責任を負っている。関連グループには、ナティクシス、クレディ・フォンシエ・ドゥ・フランスおよびバンク・パラティンヌといったBPCEの関連企業が含まれる。各地方銀行および関連グループのその他のメンバーは、類似のサポートをBPCEに対して提供するよう求められるものの、BPCEに関する財政連帯構造の恩恵がそのコストを上回る保証はない。

流動性および支払能力に係るリスクを保証するために設立された3つの保証ファンドは、2017年9月30日現在、総額約1.3十億ユーロとなった。地方銀行および関連グループに所属する事業体は、将来の利益に係る保証ファンドに追加の拠出を行うよう求められる。保証ファンドは、財政連帯構造に対して資金を提供する巨額の資金源であるものの、かかる資金源が十分である保証はない。保証ファンドが不十分であると判明した場合、BPCEは中央機関としての立場において、不足分を補填するよう求められる。

< 後略 >

< 訂正後 >

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2017年度）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年6月8日関東財務局長に提出

事業年度（2018年度）（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2018年度中）（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

平成30年9月27日関東財務局長に提出

事業年度（2019年度中）（自 平成31年1月1日 至 平成31年6月30日）

平成31年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を平成31年1月8日関東財務局長に提出

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を平成31年1月8日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

< 後略 >